

付帯メニュー一定義書

【蓄電池購入サポートプラン】

2020 年 10 月 16 日実施

東京ガス株式会社

目次

1	適用期日2
2	定義2
3	適用条件2
4	電力量料金単価の割増3
5	適用期間3
6	適用期間満了後プラン変更3
7	適用廃止3
8	蓄電池購入サポートプランの定義書の変更および廃止4

付帯メニュー定義書【蓄電池購入サポートプラン】(以下「蓄電池購入サポートプランの定義書」といいます。)は、当社の協力企業より蓄電池をご購入頂いた発電者向けに、当社の太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱(以下「電力受給契約要綱」といいます。)ならびに電力買取料金メニュー定義書(太陽光買取プラン)にもとづき計算される電力買取料金の一部を割増する取扱いを定めたものです。

1 適用期日

蓄電池購入サポートプランの定義書は、2020年10月16日より適用します。

2 定義

電力受給契約要綱および電力買取料金メニュー定義書(太陽光買取プラン)に定義される言葉は、蓄電池購入サポートプランの定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件の全てを満たす発電者からのお申込みを、当社が承諾した場合に、蓄電池購入サポートプランの定義書で定める付帯メニュー(以下「蓄電池購入サポートプラン」といいます。)を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① 発電者が、当社が指定する協力企業・販売店にて当社が指定する蓄電池を購入および設置していること。なお、対象となる協力企業・販売店ならびに蓄電池の機種は、当社ホームページにて掲載する。
- ② 蓄電池設置場所が、原則として、発電者の電力受給契約における受電地点と同一であること。
- ③ 発電者から、当社の指定する蓄電池購入情報を添え、蓄電池購入サポートプランの適用をお申込みいただくこと。
- ④ 原則として、蓄電池購入サポートプラン適用のお申込みが初めてであること。

⑤ 原則として、電力受給契約と蓄電池購入の契約者が同一の名義であること。

4 電力量料金単価の割増

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たす発電者からのお申込みを承諾した場合には、発電者の対象となる電力買取料金メニューの電力量料金単価について、1キロワット時あたり13.5円を割増します。

5 適用期間

- (1) 蓄電池購入サポートプランの割増の適用開始日は、発電者からの蓄電池購入サポートプランのお申込みを当社が承諾した日以降に到来する電力受給の計量日とします。
- (2) 蓄電池購入サポートプランの適用期間は、(1)に定める適用開始日から、蓄電池購入サポートプラン開始月を1か月目とし、6か月後の計量日までとします。

6 適用期間満了後プラン変更

蓄電池購入サポートプラン適用期間満了後は、原則として太陽光買取プランのみの適用となります。なお、蓄電池購入サポートプラン適用期間満了時に「太陽光ずっともセットプランの定義書」3適用条件に定める条件を満たす場合には、原則として、何らの手続きを要することなく付帯メニュー定義書【太陽光ずっともセットプラン】を適用します。

7 適用廃止

当社は、発電者が、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、蓄電池購入サポートプランの適用を廃止します。その場合、蓄電池購入サポートプランは、当初適用開始日とされた日に遡って適用がなかったものとします。

8 蓄電池購入サポートプランの定義書の変更および廃止

(1) 当社は、蓄電池購入サポートプランの定義書を変更する場合には、電力受給契約要綱4(要綱等の変更)に準じます。

(2) 当社は、蓄電池購入サポートプランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

以上